

河 管 第 166 号
河 砂 第 371 号
令和 7 年 2 月 25 日

各土木事務所長 様

河川砂防管理課長
砂 防 課 長

砂防指定地内での伐採に対する土砂流出防止対策の指導について

令和 3 年度に静岡市の砂防指定地内において、許可を得ずに間伐の定義を超えた大規模伐採による森林整備を行い、全国報道される事案が発生しました。

これに伴い、皆伐に対する土砂流出防止対策の指導について、別紙 1、2 のとおり指導及び対策フローを策定したので通知します。迅速な土砂流出防止対策を行うために、十分留意願います。

担 当 :
河川砂防管理課 河川砂防管理班
054-221-3195
砂防課 砂防班
054-221-3041

砂防指定地内での伐採に対する土砂流出防止対策の指導について

1 静岡県砂防指定地管理条例第3条第1項第2号で規定する砂防指定地内行為許可申請が必要な伐採行為のうち、施設や工作物の設置を伴わない「皆伐」の場合には、表土が露出し植生が回復するまでの期間に土砂流出のおそれがあるため、「治水上砂防」の観点から皆伐地の早期緑化による土砂流出防止を目的として、現地の地形、地質、土壌等に応じて以下のいずれかまたは両方の方法により、対策を講じるよう行為者へ指導すること。

なお、申請後の次期出水期（6月～10月）までの早期に完成を求めること。また、皆伐の判断や対策方法について基準等の確認が必要な場合は、所管する農林事務所へ問い合わせをする。

（1）植栽（人工造林）

森林法第10条の5の規定により定める各市町の森林整備計画に基づき植栽を行う。

（2）緑化基礎工、植生工

治山技術基準に準じ、植生の育成基盤を造成・改善する緑化基礎工（柵工、筋工、伏工（植生シート、植生マット）、軽量のり砕工等）または、植生工（実播工（種子吹付等））を行う。

2 行為者への許可時に、以下のとおり許可条件を付すこと。

（1）植栽（人工造林）を実施する場合

伐採完了後は迅速に、土砂流出防止対策として植栽（人工造林）を行うこと。

また、完了時点の写真を、終了届とあわせて所管する土木事務所へ提出すること。

（2）緑化基礎工、植生工を実施する場合

伐採完了後は迅速に、土砂流出防止対策として緑化基礎工または、植生工を行うこと。また、完了時点及び、対策完了後5年以内の現況写真は終了届とあわせて所管する土木事務所へ提出すること。

3 行為者への許可時に、行為の期間を以下のとおりとすること。

（1）植栽（人工造林）を実施する場合

・土砂流出防止対策完了時点までとすること。

（2）緑化基礎工、植生工を実施する場合

・土砂流出防止対策完了時点から5年とすること。

砂防指定地内での伐採に対する土砂流出防止対策フロー

項目	内容
許可申請	【対象案件】 静岡県砂防指定地管理条例第3条第1項第2号で規定する伐採行為のうち、施設や工作物の設置を伴わない皆伐^{※注1}の案件 【確認事項】 伐採完了後、<u>現地の地形、地質、土壌等に応じた</u>^{※注2}以下の方法による<u>迅速な</u>^{※注3}土砂流出防止対策を実施する旨を確認する。 ・各市町の森林整備計画に基づく植栽（人工造林） ・治山技術基準に準じた緑化基礎工または植生工 ※注1：主伐のうち更新を伴う択伐以外のもの。（静岡県地域森林計画による） ※注2：山腹斜面において、放置しておくとも崩壊や裸地化するおそれのある箇所は、斜面の安定と植生回復のための「緑化基礎工または植生工」を採用すること。 ※注3：人工造林は、静岡県地域森林計画で2年以内に行うものとしているが、砂防指定地内では「申請後の次期出水期（6～10月）まで」の早期対策を求めること。



	対策	植栽（人工造林）	緑化基礎工、植生工
許可	条件	・伐採完了後は迅速に土砂流出防止対策を行うこと。 ・また、完了時点の現況写真を、終了届とあわせて所管する土木事務所へ提出すること。	・伐採完了後は迅速に土砂流出防止対策を行うこと。 ・また、完了時点及び、対策完了後5年以内の現況写真は終了届とあわせて所管する土木事務所へ提出すること。
	行為の期間	・完了時点までとすること。	・完了時点から5年とすること。



完了時点の現況写真を行為者から受理



	対策	植栽（人工造林）		緑化基礎工、植生工	
現況写真 及び 終了届の 提出	確認 方法	各市町の森林整備計画に基づき確認		県天然更新完了基準に基づき確認	
		基準を満たす	基準未満	基準を満たす	基準未満
		↓	↓	↓	↓
		受理	追加対策を指導	受理	追加対策を指導